

013 和田政宗

○和田政宗君 しっかりと進めていただければというふうに思います。

次に、被災地の医療体制維持の観点から、宮城県主導の四病院再編についてお聞きをしたいというふうに思います。

この四病院の再編は宮城県が主導するもので、仙台市にある仙台赤十字病院と仙台市の南に所在する名取市にある県立がんセンターを名取市内において移転、合築し、仙台市にある東北労災病院と名取市にある県立精神医療センターを仙台市の北に所在する富谷市に移転、合築しようというものです。

仙台市に所在する二病院が含まれるわけでありますけれども、仙台市に対する宮城県からの相談は全くない状況です。病院所在地の市町村への協議なく宮城県単独の判断で病院再編はできるのか、その点をお聞きします。

014 大坪寛子

○政府参考人(大坪寛子君) お答え申し上げます。

都道府県は、地域医療を確保する行政の主体として、今後の人口構造の変化に伴う医療体制として、医療機能の分化、連携、こういったことを進めるため、構想区域ごとに設置いたしております地域医療構想調整会議、これにおきまして地元の関係者の皆様と協議を行っていただくこととしております。

一方で、先生御指摘のように、今回、都道府県が主体となっている県立病院が含まれているということがございます。その場合には都道府県は設置主体という立場もあるわけでありまして、地域医療構想における医療機関の再編を行う場合は、その医療機関同士で、もちろん各地域の関係者ともしっかりと議論を行っていただき、納得を得た上で再編を進めていただくことが重要であるというふうに考えております。

015 和田政宗

○和田政宗君 この病院再編における建物の建設などについては、地域医療介護総合確保基金を活用する場合に国費が三分の二投入されますけれども、宮城県が申請すれば内容を国で精査することなく交付が行われるのでしょうか。この点をお聞きします。

016 大坪寛子

○政府参考人(大坪寛子君) お答え申し上げます。

先生御指摘の地域医療介護総合確保基金であります。これは、病床の機能分化、連携に必要な基盤整備などに、行うための支援、こういった目的で創設されております。

都道府県が地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施する場合には、まず都道府県

が計画を策定をいただきまして、あらかじめ幅広い地域の関係者からの意見を反映した上で当該計画を厚生労働省に提出していただくこととしております。その際、厚生労働省では、この都道府県から提出されました計画について、医療の総合的な確保に関する目標ですとか計画期間の設定、事業の内容や要する費用の額、こういったことや、計画決定のプロセス、診療報酬や基金以外での補助制度との関係性など、こういったことを観点として精査をいたしまして、必要な額を交付しております。

#### 017 和田政宗

○和田政宗君 これは、やはりその地域の声というものをしっかり聞く中で、地域の医療というものが持続的に継続して発展をしていくのかという観点が必要だということが今の二つの答弁から分かったわけでありましてけれども、この四病院再編の中で、精神科の医療体制についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

この宮城県立精神医療センターの移転が県の計画には盛り込まれているんですけども、宮城県精神科病院協会や患者団体が反対をしております、宮城県の精神保健福祉審議会でも反対が大勢を占めました。宮城県精神科病院協会は関係各所に反対の要望書を提出しております、これは私も受け取っておりますが、その中で、長年掛けて築き上げてきた地域包括ケアが無に帰してしまうと述べています。

国の第七次医療計画においても、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すとなっておりますが、精神科に関係する当事者のほとんどが反対をして、宮城県における精神科の医療体制の崩壊の危機である、そのおそれがあるということを指摘しているのに、これら当事者の同意なく県が移転を進めた場合には、国としてどう考え、どう対応するのでしょうか。

#### 018 畦元将吾

○大臣政務官(畦元将吾君) お答えいたします。

都道府県は、地域の医療提供体制の現状、今後の医療需要の推移等、地域の実情に応じて、関係者の意見を十分踏まえた上で医療計画を策定し、精神疾患を含む医療提供体制を構築することとしております。

厚生労働省としては、精神疾患の医療提供体制の構築に当たっては、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも適応した地域包括ケアシステムの構築を進めることが重要だと考えております。

その上で、医療計画の策定や実施等を通じた医療提供体制の構築に関する都道府県の役割は重要であり、引き続き、地域の関係者と丁寧に協議をしながら、適切な医療提携体系を構築を進めていきたいと思っております。

#### 019 和田政宗

○和田政宗君 政務官、済みません、ということは、県がしっかりと地域の方々とお話をいただくということがこの国の第七次医療計画などに沿っているかということも含めて、注視をしていくということでしょうか。

020 畦元将吾

○大臣政務官(畦元将吾君) はい、そのとおりでございます。

021 和田政宗

○和田政宗君 これは、結果がどのようなことになるにしても、やはり地域の医療体制というものもしっかりと確保をできて発展をできるのかというようなところを、やはり今の制度では県が主体的になるわけでありまして、政令市というものは、そこに高機能の病院が集中をしている、こういうこともありますし、我が国全体としても、政令市に対しての、災害救助法を始めとして、権限移譲というものをやってきたわけでありまして、これはまさに各都道府県と政令市の在り方、これがその地域医療に資することをやる場合に、県が進めて政令市に相談がなくというようなこれ対立構造というものは、私は生み出してはならないというふうに思うんですね。

これは、広くこういう意見を聞いていけば解決方法というのは必ず見出せるというふうに思っておりますので、これは東日本大震災復興特別委員会でありまして、また、精神科の方々、これはもう東日本大震災で例えばPTSDになってしまった方々ですとか、そういった方々もいらっしゃるわけでありまして、その観点からお聞きをしておりますけれども、果たしてその政令市の同意なく県が進めていくことができるのかというのは、これは総体的な枠組みとしてこういったことも考えていかなければならないというふうに思っておりますので、その部分についても今ここで提起はさせていただきたいというふうに思っております。

この宮城県の四病院の再編構想では、仙台市に所在をします独立行政法人労働者安全機構東北労災病院が仙台市の北隣の富谷市に県立精神医療センターと合築、移転する構想を県が主導しております。仙台市が四病院再編に懸念を表明をしております、仙台市医師会も明確に反対を表明をしておりますけれども、労災病院として仙台市や仙台市医師会と公式に意見交換やヒアリングなどは行っているのか、御答弁願います。

022 美濃芳郎

○政府参考人(美濃芳郎君) お答え申し上げます。

御指摘の再編に関しましては、令和三年十一月に、宮城県知事から独立行政法人労働者健康安全機構理事長に対しまして、東北労災病院と県立精神医療センターとの合築整備に係る検討につきまして協力要請があったところでございます。

この協力要請を受けまして、労働者健康安全機構では宮城県と協議を続け、令和五年二月二十日には、同機構理事長と宮城県知事との間で、整備の方向性に係る協議につきまして、東北

労災病院と宮城県立精神医療センターの移転、合築に向けた協議確認書を取り交わしたところと承知しておるところでございます。

これまでは宮城県と労働者健康安全機構の二者で協議を行っており、現時点で東北労災病院が仙台市や仙台市医師会との意見交換やヒアリングは行ってないと承知してございます。

今後は、協議確認書を踏まえまして、宮城県と労働者健康安全機構のほか、宮城県立病院機構、宮城県立精神医療センター、東北労災病院を加えて協議していく予定であると聞いてございます。

仙台市など地元の御意見は重要であることから、労働者健康安全機構としましては、検討の枠組みの中で宮城県とも連携をしながら必要な対応を図っていく予定であると聞いてございます。

### 023 和田政宗

○和田政宗君 公式には仙台市や仙台市医師会とは意見交換をしていないということですが、これ、労災病院が現地に残るにしろ移転するにせよ、医師会ですとか市の行政というものはこれ非常に重要な役割を果たしますので、県が主導しているものであるとはいえ、これは労災病院独自の判断で残るのか移転をするのかということをお考えになるというふうに聞いておりますので、これは、仙台市、また仙台市医師会に対してしっかりと公式に私は聞いていただくべきではないかというふうに思っておりますので、そこはしっかりと進めていただければというふうに思います。

後半はこういった被災地の医療体制、まあ精神科を中心にお伝えをしていきましたけれども、やはりこういう問題がこの震災十二年の年になっても存在をしますので、何とぞきめ細やかな対応をお願いをしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。